

平成 30 年度分
教育委員会事務の点検、評価報告書

令和元年 9 月
安芸高田市教育委員会

目 次

I	はじめに	・・・・・・・・・・P 1
II	点検及び評価の方法	・・・・・・・・・・P 1
III	事務事業評価対象事業一覧	・・・・・・・・・・P 2
IV	事務事業評価シート	
	1 教育総務課 (5 事業)	・・・・・・・・・・P 3
	(1) 学校統合推進室 (1 事業)	・・・・・・・・・・P 9
	2 学校教育課 (9 事業)	・・・・・・・・・・P 10
	3 生涯学習課 (16 事業)	・・・・・・・・・・P 20
	上記の事務事業評価シートは、「平成 30 年度主要施策の成果に関する説明書」 の 162 ページ から 192 ページと同一内容となります。従いまして、当該報告 書から省略させていただきます。	
V	教育委員会の活動状況	・・・・・・・・・・P 37
VI	教育行政評価委員会	・・・・・・・・・・P 44

【参考資料】

- 資料 1 「安芸高田市教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する実施要綱」
- 資料 2 「安芸高田市教育行政評価委員会設置及び運営要綱」

I はじめに

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定で、事務事業の点検評価を行うことが義務付けられており、これに基づき、本市も管理及び執行状況の点検、評価報告書を作成しました。

この報告書は、「第 2 次安芸高田市総合計画」を基本とした「第 2 次安芸高田市教育振興基本計画」をはじめとした施策・事業への取組状況、成果、課題等について点検及び評価を行い、教育行政評価委員の意見をいただくことにより、今後の事務改善等に反映させるものです。

教育委員会では、この点検及び評価の結果を今後の取組に活かし、さらに本市の教育行政について説明責任を果たすことにより、市民に信頼される教育行政を推進してまいります。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学職経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 点検及び評価の方法

第 2 次安芸高田市総合計画（平成 27 年度～平成 36 年度）に基づき、教育委員会が平成 30 年度に実施した事業について、各担当課で点検及び評価を行い、事業ごとに「事務事業評価シート」にまとめたものを教育行政評価委員会に提出し、委員から意見をいただき、今後の事務改善等に反映させるものです。

Ⅲ 事務事業評価対象事業一覧

1 教育総務課 (5 事業)

事務事業名	ページ
事務局総務管理事業	4
学校管理運営事業	5
情報教育推進基盤整備事業	6

事務事業名	ページ
就学援助事業	7
給食センター運営事業	8

(1) 学校統合推進室 (1 事業)

事務事業名	ページ
学校規模適正化推進事業	9

2 学校教育課 (9 事業)

事務事業名	ページ
学力向上推進事業	11
体力向上推進事業	12
国際教育推進事業	13
生徒指導推進事業	14
特別支援教育推進事業	15

事務事業名	ページ
開かれた学校づくり推進事業	16
人材育成事業	17
安芸高田協育推進事業	18
幼稚園管理運営事業	19

3 生涯学習課 (16 事業)

事務事業名	ページ
人権教育・家庭教育支援事業	21
成人教育事業	22
青少年教育事業	23
文化センター運営事業	24
美術館運営事業	25
スポーツ振興団体育成事業	26
スポーツ指導者等育成事業	27
スポーツ教室・大会等開催事業	28

事務事業名	ページ
保健体育総務管理事業	29
社会教育総務管理事業	30
社会教育施設維持管理事業	31
図書館運営事業	32
体育施設維持管理事業	33
文化財保護事業	34
歴史民俗博物館運営事業	35
国際交流事業	36

V 教育委員会の活動状況

1. 教育長及び教育委員の選任状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に基づき、平成 28 年 4 月 28 日、教育委員長と教育長を一本化した、新教育委員会制度に移行した。

任期満了による委員を平成 30 年 4 月 28 日付けで 2 名再任した。

・教育長

平成 30 年 4 月 28 日現在

職名	名前	任期	備考
教育長	永井 初男	平成 28 年 4 月 28 日～平成 31 年 4 月 27 日	

※任期 3 年

・教育委員

職名	名前	任期	備考
教育長職務代理者	上田 隆之	平成 28 年 4 月 28 日～令和 2 年 4 月 27 日	
委員	天清 一亮	平成 27 年 4 月 28 日～平成 31 年 4 月 27 日	
委員	山本 博明	平成 30 年 4 月 28 日～令和 4 年 4 月 27 日	再任
委員	亀井 聖	平成 29 年 6 月 9 日～令和 3 年 6 月 8 日	
委員	釜川 佳寛	平成 30 年 4 月 28 日～令和 4 年 4 月 27 日	再任

※任期 4 年

2. 主な活動内容

教育委員会会議において、教育行政に関する規則改正や事務執行の基本的な方針等について審議している。会議は原則として毎月 1 回定例会を開催し、緊急を要する案件の際には、必要に応じて臨時会を開催して審議や協議を行っている。

学校訪問や各種研修会、研究公開、学校行事等へ参加し、教育現場の実態等について、把握・確認し、今後の学校教育の取り組みに役立てている。あわせて、生涯学習関連行事に参加し、市民のニーズ把握に努め、より良い教育行政を目指し活動している。

(1) 教育委員会会議の開催状況

開催期日	区分	件名
平成 30 年 4 月 12 日 (木)	審議案件	なし
	報告案件	[専決処分した事案の報告] ① 平成 30 年度安芸高田市教育員会職員の人事異動について ② 平成 30 年度安芸高田市学校評議員の委嘱について ③ 平成 30 年度学校関係者評価委員会委員の委嘱について ④ 区域外就学について [事務事業の報告] ① 平成 30 年度教育委員会の組織機構並びに事務分掌について ② 平成 30 年度市費非常勤職員等任用状況について ③ 学校規模適正化推進事業に係る報告について

		<p>④ 平成 29 年度安芸高田市いじめ問題対策委員会の内容について</p> <p>⑤ 平成 30 年度全国学力・学習状況調査について</p> <p>⑥ 史跡甲立古墳保存活用計画の策定について</p> <p>⑦ 安芸高田市文化芸術振興計画の策定について</p> <p>⑧ 平成 29 年度地域未来塾アンケート調査集計結果について</p>
【臨時会】 4 月 27 日 (金)	審議案件	議案第 17 号 安芸高田市教育支援委員会委員の委嘱について
	報告案件	<p>〔専決処分した事案の報告〕</p> <p>① 区域外就学について</p> <p>② 指定学校の変更について</p> <p>③ 安芸高田市教科用図書採択地区採択事務取扱要領の改正について</p> <p>④ 安芸高田市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令について</p> <p>⑤ 文化財保護審議会委員の委嘱について</p> <p>〔事務事業の報告〕 なし</p>
5 月 23 日 (水)	審議案件	<p>議案第 20 号 安芸高田市奨学金審査会委員の委嘱について</p> <p>議案第 21 号 平成 31 年度に安芸高田市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について</p> <p>議案第 22 号 平成 31 年度に安芸高田市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択に係る選定委員及び調査員の委嘱について</p> <p>議案第 23 号 障害のある児童に係る平成 30 年度の就学措置について</p> <p>議案第 24 号 平成 30 年度就学援助費（第 1 号）の認定について</p> <p>議案第 19 号 平成 30 年度一般会計【教育費関係】補正予算（第 1 号）について</p>
	報告案件	<p>〔専決処分した事案の報告〕</p> <p>① 社会教育委員の委嘱について</p> <p>② スポーツ推進委員の委嘱について</p> <p>〔事務事業の報告〕</p> <p>① 学校規模適正化推進事業に係る報告について</p> <p>② 平成 30 年度「安芸高田協育」の推進リーフレットについて</p> <p>③ 学校留守番電話導入後の状況について</p>
6 月 13 日 (水)	審議案件	<p>議案第 25 号 平成 30 年度安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について</p> <p>議案第 26 号 平成 30 年度安芸高田市いじめ問題対策委員会委員の委嘱及び任命について</p>
	報告案件	<p>〔専決処分した事案の報告〕</p> <p>① 諮問「平成 31 年度に安芸高田市立小学校で使用する教科用図書及び中学校で使用する『特別の教科 道徳』に係る教科用図書の選定について</p> <p>② 安芸高田市立中学校運動部活動外部指導者派遣事業実施要領の制定について</p> <p>〔事務事業の報告〕</p> <p>① 安芸高田市奨学金審査会の報告について</p>

		<p>② 安芸高田市給食センターの運営状況について</p> <p>③ 平成 31 年度小学校使用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）・平成 31 年度中学校使用教科用図書「特別の教科 道徳」採択事業計画について</p> <p>④ 平成 30 年度安芸高田市外国語教育充実プロジェクトについて</p> <p>⑤ 平成 30 年度安芸高田市学力向上戦略推進プロジェクトについて</p> <p>⑥ 安芸高田市部活動指導員について</p> <p>⑦ 平成 30 年度安芸高田市成人式の開催について</p> <p>⑧ 平成 30 年度安芸高田市青少年海外派遣事業について</p> <p>⑨ 甲立第 2・3 号古墳確認調査の実施について</p> <p>⑩ 映画「嘘八百」上映会の開催について</p>
7 月 13 日 (金)	審議案件	<p>議案第 27 号 安芸高田市教育行政評価委員会委員の委嘱について</p> <p>議案第 28 号 安芸高田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第 29 号 史跡甲立古墳整備基本計画策定委員会設置及び運営要綱の策定について</p> <p>議案第 30 号 平成 30 年度就学援助費（第 2 号）の認定について</p>
	報告案件	<p>〔専決処分した事案の報告〕</p> <p>① 安芸高田市教育行政評価委員会設置及び運営要綱の一部改正について</p> <p>② 工事請負契約の締結について（可愛小学校既存校舎改修工事）</p> <p>③ 平成 30 年度安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について</p> <p>④ 安芸高田市部活動指導員に関する配置要綱について</p> <p>〔事務事業の報告〕</p> <p>① 八千代の丘美術館セカンドシーズン</p> <p>② 第 6 回新県美展（第 70 回広島県美術展）審査結果等について</p>
	協議案件	<p>① 平成 31 年度使用小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）及び平成 31 年度使用中学校用教科用図書「特別の教科道徳」の選定資料並びに教科用図書見本について</p>
【臨時会】 8 月 10 日 (金)	審議案件	<p>議案第 31 号 平成 31 年度に安芸高田市立小学校で使用する教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）及び 安芸高田市立中学校で使用する教科用図書「特別の教科 道徳」の採択について</p>
	報告案件	<p>〔専決処分した事案の報告〕</p> <p>① 安芸高田市立小学校統合準備委員会設置及び運営要綱の一部改正について</p> <p>〔事務事業の報告〕 なし</p>
8 月 31 日 (金)	審議案件	<p>議案第 32 号 平成 30 年度一般会計【教育費関係】補正予算（第 3 号）について</p> <p>議案第 33 号 平成 31 年度に安芸高田市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について</p>

	報告案件	<p>〔専決処分した事案の報告〕</p> <p>① 区域外就学について</p> <p>② 指定学校の変更の終了について</p> <p>③ 平成 30 年度一般会計【教育費関係】 補正予算（第 2 号）について</p> <p>④ 通学区域弾力化の実施に関する要綱の一部を改正する告示について</p> <p>⑤ 史跡甲立古墳整備基本計画策定委員の委嘱について</p> <p>〔事務事業の報告〕</p> <p>① 平成 30 年度全国学力・学習状況調査等の結果について</p> <p>② 平成 30 年度ニュージーランド・ダーフィールド HS 及びセルウィン町訪問団受け入れについて</p>
9 月 13 日 (木)	審議案件	<p>議案第 34 号 平成 29 年度一般会計【教育費関係】 決算について</p> <p>議案第 35 号 平成 29 年度分教育委員会事務局の点検、評価報告書について</p> <p>議案第 36 号 平成 30 年度就学援助費（第 3 号）の認定について</p>
	報告案件	<p>〔専決処分した事案の報告〕</p> <p>① 区域外就学について</p> <p>② 指定学校の変更について</p> <p>〔事務事業の報告〕</p> <p>① 平成 29 年度小中学校における生徒指導上の諸問題の状況について</p>
10 月 10 日 (水)	審議案件	なし
	報告案件	<p>〔専決処分した事案の報告〕</p> <p>① 安芸高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例における安芸高田市立幼稚園の利用者負担等を定める規則の一部を改正する規則について</p> <p>② 指定学校の変更について</p> <p>〔事務事業の報告について〕</p> <p>① 学校規模適正化推進事業の進捗状況について</p> <p>② 平成 31 年度芸術農園「四季の里」八千代の丘美術館入館作家の選定について</p>
11 月 15 日 (木)	審議案件	議案第 37 号 安芸高田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
	報告案件	<p>〔専決処分した事案の報告〕</p> <p>① 安芸高田市立学校校章の制定の一部を改正する告示について</p>
12 月 5 日 (水)	審議案件	<p>議案第 38 号 平成 30 年度一般会計〔教育費関係〕 補正予算（第 4 号）について</p> <p>議案第 39 号 通学区域弾力化による学校選択の承諾について</p> <p>議案第 40 号 指定学校の変更について</p> <p>議案第 41 号 障害のある幼児及び児童生徒に係る平成 31 年度の就学措置について</p>

	報告案件	〔専決処分した事案の報告〕 ① 指定学校の変更について ② 区域外就学について ③ 工事請負契約の変更について（可愛小学校既存校舎改修工事） 〔事務事業の報告〕 ① 給食費取扱い要領の一部改正について
	協議案件	① 平成 31 年度教育費関係当初予算要求について
平成 31 年 1 月 16 日 (水)	審議案件	議案第 1 号 平成 30 年度就学援助費（第 4 号）の認定について 議案第 2 号 障害のある幼児及び児童生徒に係る平成 31 年度の就学措置について
	報告案件	〔専決処分した事案の報告〕 ① 指定学校の変更について ② 安芸高田市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について ③ 安芸高田市立小中学校出勤簿取扱い要領の制定について 〔事務事業の報告〕 ① 日本遺産登録申請の中止について ② 第 2 次スポーツ振興計画の策定について
2 月 14 日 (木)	審議案件	議案第 3 号 平成 30 年度一般会計【教育費関係】補正予算（第 5 号）について 議案第 4 号 平成 31 年度一般会計【教育費関係】当初予算について 議案第 5 号 安芸高田市公共施設使用料の適正化及び消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について 議案第 6 号 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例について 議案第 7 号 平成 30 年度就学援助費（新入学児童学用品費）の認定について 議案第 8 号 指定学校の変更について 議案第 9 号 区域外就学について
	報告案件	〔専決処分した事案の報告〕 なし 〔事務事業の報告〕 ① 学校規模適正化推進事業に係る報告について ② 第 2 次スポーツ振興計画の策定（成人用アンケート）について
3 月 7 日 (木)	審議案件	議案第 10 号 平成 30 年度就学援助費（第 5 号）の認定について 議案第 11 号 障害のある幼児及び児童生徒に係る平成 31 年度の就学措置について
	報告案件	〔専決処分した事案の報告〕 ① 区域外就学について ② 指定学校の変更について ③ 安芸高田市教育委員会教育長交際費支出基準及び公開基準の一部改正について 〔事務事業の報告について〕 ① 医療的ケアの必要な幼児の幼稚園入園に伴う対応について ② 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入について ③ 働き方改革の取り組み状況について

【臨時会】 3月15日 (金)	審議案件	議案第12号 平成31年度県費負担教職員の人事異動内申について
【臨時会】 3月26日 (火)	審議案件	議案第13号 安芸高田市学校運営協議会規則の制定について 議案第14号 平成31年度安芸高田市学校教育推進アドバイザーの委嘱について
	報告案件	〔専決処分した事案の報告〕 ①区域外就学について ②指定学校の変更について ③安芸高田市公立学校における医療的ケア実施要綱の制定について ④安芸高田市長期集団宿泊体験活動実施要項の改正について 〔事務事業の報告〕 ①平成31年度アレルギー対応食の実施について ②平成30年度中学校英検公費負担事業の実施結果について ③平成31年度安芸高田市教育委員会事務局人事異動内示について ④平成31年度市費非常勤職員等任用状況について

(2) 教育委員の活動状況一覧

	会議関係	研修・学校研究公開関係	行事関係
4月	平成30年 ・第4回定例会 ・第3回臨時会		・辞令交付式 ・幼稚園入園式(2園) ・小中学校入学式(16校) ・美術館入館作家交代式
5月	・第5回定例会	・広島県市町教育委員会連合会平成30年度定期総会(広島市)	・学校訪問(3小学校・3中学校・適応指導教室・給食センター) ・小学校運動会(8小学校)
6月	・第6回定例会	・研究公開(1小学校・1中学校)	・学校訪問(7小学校・3中学校・吉田幼稚園)
7月	・第7回定例会	・研究公開(1小学校・1中学校)	・全国大会出場壮行会
8月	・第8回定例会 ・第4回臨時会		・成人式 ・青少年海外派遣壮行会
9月	・第9回定例会	・研究公開(1小学校・1中学校)	・小学校運動会(1小学校) ・中学校体育祭(6中学校) ・全国大会出場壮行会
10月	・第10回定例会	・平成30年度広島県市町教育委員会教育委員研修会(広島市) ・研究公開(5小学校・2中学校)	・吉田幼稚園運動会 ・小学校運動会(1小学校)
11月	・第11回定例会	・平成30年度市町村教育委員会研究協議会(第2ブロック)(大阪府) ・研究公開(4小学校・2中学校)	
12月	・第12回定例会	・研究公開(1中学校)	

1月	平成31年 ・第1回定例会		
2月	・第2回定例会		・児童生徒自画像表彰式 ・サンフレッチェユース3年生を送る会
3月	・第3回定例会 ・第1回臨時会 ・第2回臨時会		・全国大会出場壮行会 ・幼稚園卒園式(2園) ・小中学校卒業式(16校) ・小学校閉校式(郷野小・可愛小)

VI 教育行政評価委員会

1. 教育行政評価委員会の設置目的

本市の教育行政を効果的、発展的に推進するとともに、広く市民への説明責任を果たすため、教育に関し学識経験を有する者で構成する「教育行政評価委員会」を設置し、平成30年度に執行した教育行政に関する事務の管理について、教育委員会が行った内部点検及び評価に関して意見を聴取する。

2. 開催日時及び場所

令和元年9月3日(火曜日) 13時30分～15時50分

クリスタルアージュ(安芸高田市民文化センター) 4階・402研修室

3. 出席者

◇教育行政評価委員 5人中4人が出席 任期：平成30年9月1日～令和2年8月31日

区分	職名	委員氏名	備考	出欠
保護者代表	委員	藤本 悦志	市PTA連合会推薦(高宮中学校PTA会長)	欠席
学校関係者評価委員	委員	中井 純子	小学校関係者評価委員(甲田小学校)	出席
	副委員長	谷林 紀子	中学校関係者評価委員(向原中学校)	出席
民間有識者	委員	玉村 健次	湧永製菓(株)	出席
学識経験を有する者	委員長	沖野 清治	元広島大学特任教授	出席

*委員任期2年以内

◇安芸高田市教育委員会事務局 16人

教育長、教育次長、教育総務課長兼給食センター所長、教育総務課学校統合推進室長、学校教育課長、生涯学習課長、生涯学習課調整監、学校教育課主幹、生涯学習課長補佐、学校施設係長(兼)統合推進係長、給食センター副所長、学校教育指導係長、社会教育係長、文化・スポーツ振興係長、文化財係長、総務係長(経営管理担当)

4. 報告

昨年度の評価委員会での意見を踏まえ、教育長から教育行政全般について近況報告を行った。

5. 議題

『平成30年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について』

担当課長から、評価報告書に基づき平成30年度の主要事業について説明を行った。

事業の必要性・有効性・目標達成度の視点から総合的に評価した結果(自己評価：4段階)を課ごとに報告した。

S	ねらいや目標は、十分達成された。
A	ねらいや目標は、ほぼ達成された。
B	ねらいや目標は、十分達成できなかった。
C	ねらいや目標は、まったく達成できなかった。

〔自己評価〕Ⅳ 事務事業評価シート

1 教育総務課(5 事業)	評価 A
(1)学校統合推進室 (1 事業)	評価 A
2 学校教育課(9 事業)	評価 A
3 生涯学習課(16 事業)	評価 A

V 教育委員会の活動状況 評価 A

6. 質疑と回答(要点)

【教育総務課】

委員	P7、「就学援助事業」の評価がBであるが、その要因について伺う。
前教育総務課長	奨学金貸付金の滞納額が約35万円程度で、当初計画した返還収納目標額を下回ったことから、B評価にしています。
委員	P5、「学校管理運営事業」の成果として、学校現場におけるワークライフバランスの取組が記載されている。その具体的な取組について伺う。
前教育総務課長	教職員の健康保持については、校長会や教頭会の機会を通じてその管理・徹底をお願いしています。また、時間外において留守番電話を活用しているほか、教育介助員等の配置など、教職員の業務適正化を図っています。
内藤学校教育課長	その他の取組として、部活動外部指導員の配置、教職員パソコンの自動電源オフの取組を行っています。

【学校教育課】

委員	P18、「安芸高田協育推進事業」の実施内容にある「郷土（ふるさと）学交流会」の具体的な取組について伺う。
内藤学校教育課長	郷土理解教育副読本を活用した郷土理解教育を進めています。平成31年1月に開催した「郷土（ふるさと）学交流会」では、当番校が実践発表を行っています。
委員	副読本に沿った内容で実践発表をされているのでしょうか。
永井教育長	実践発表は副読本限定ではありません。 郷土理解教育は、児童生徒が自らの地域に対して自信と誇りを持ち成長してくれることを目的の一つにしています。中学卒業後から市を離れる状況もありますし、高校卒業後、大半の生徒はいったん市を離れていきます。離れた生徒たちが安芸高田市がどんな街であるか答えられるように、また、離れても愛着を持って成長してく

	れることを願い、この教育活動を進めています。
委員	P16、「開かれた学校づくり推進事業」の実施内容にあるコミュニティ・スクールの取組について伺う。
内藤学校教育課長	<p>コミュニティ・スクールは、今年度（R元年）、八千代中学校区で取組が始まっています。来年度（R2年）からは全市展開の予定です。八千代中学校区での今年度の取組ですが、地域・PTA・教職員からなる運営協議会を3回開催しており、学校経営方針の説明や見回り活動、通学路の安全確保に対する意見をいただいています。</p> <p>令和2年度からの全市展開に向け、関係団体へ順次説明し、5中学校区の組織及び運営体制を整備していくことにしています。</p>
委員	P12、「体力向上推進事業」の成果にラジオ体操コンクール入賞が挙げられている。詳細内容について伺う。
教育長	コンクールは、実技をビデオ撮影したものを送り、主催者が選考する形です。毎年、優秀な成績を収めています。
委員	<p>私自身も学生時代にラジオ体操の授業があったが、実は大変難しく、今の子どもたちが適切に指導を受け、正しい動きを習得することは大変すばらしい取組である。</p> <p>一方で、課題欄に記載があるように、基礎体力の面で課題があるようです。体力づくり改善計画の内容について伺う。</p>
教育長	<p>体力づくりについては、学校が計画を立てて取組を進めています。最近の傾向として柔軟性や投力・走力に課題あるのが実態です。これは、子どもたちの遊びの質が変化していることが要因の一つと考えています。</p> <p>投力に関しては、市全体では課題がありますが、甲田町を見ますと、ハンドボールの取組がなされている影響で、顕著に記録が伸びる、といったこともあります。このように、適切に機会を与えてやる必要があると考えています。</p> <p>いずれにしましても、体力・運動能力調査の結果をみると、県平均を上回っています。</p>

【生涯学習課】

委員	P23、「青少年教育事業」で成人式の参加満足度の値が低いけど、どのように分析されたのか伺う。
小椋生涯学習課長 森岡社会教育係長	<p>成人式終了後のアンケート結果を成果指標の実績値にしています。</p> <p>満足度を5段階に分けて回答を聴取した結果、「普通」と回答した方が最も多く、成果指標の実績値は、「満足」・「やや満足」の回答率としています。</p> <p>成人式の内容（先輩による講演など）は、概ね好評でアンケートでも前向きなコメントをいただいています。</p>

委員	P 23、「青少年教育事業」、地域未来塾の受講者数は、前年度と比較してどのように推移しているのか伺う。
小椋生涯学習課長	平成 29 年度の 2 学期から全校展開していますが、受講者は 115 ～120 名程度で推移しています。
委員	P 34、「文化財保護事業」、成果指標実績値の甲立古墳史跡案内数 5 件は、団体数を指していますか。
川尻生涯学習課課長補佐	案内の依頼を受けた団体数で、内 4 件が小学校からの依頼です。

7. 評価委員から出された主な意見・提言・要望

<教育総務課、学校統合推進室に関する事務事業について>

○小中学校にエアコンが設置され、子どもたちの健康・命を守るという観点からも大変有効な事業だと評価しています。電子黒板などの I C T 機器整備も含め、教育環境の改善を学力向上につなげていくことが求められます。

○小学校規模適正化が進んでいますが、学校評価委員として統合校の様子を見るなかで、学校全体の勢いを感じました。教職員の意欲も含め、統合したことによる成果は着実にあがっていると感じています。

<学校教育課に関する事務事業について>

○適応指導教室に在籍した子どもたちの進路など、継続的な支援の必要性を感じます。

○教職員の働き方改革は、大きな課題です。効率的に業務に当たるよう教育委員会の指導・助言も重要ですが、教職員の意識改革を促す取組も必要です。また、働き方改革と連動した形で児童生徒の学力が向上していくことを期待します。

<教育行政全般に関する意見>

○評価報告書の各事業は、適切にまとめがされており、取組内容も理解できました。ただし、目標未達成の分析が足りないように感じます。「目標達成に至らなかった要因」を明らかにすることが必要です。

8. 評価委員会委員長の総合的な所見

1. <はじめに>

安芸高田市の教育行政は、多くの事業を「人が集い育つまちづくりへの挑戦」という目指す都市像に向け、総体として良好に執行されており、事業の成果及びその点検・評価も概ね適当であると判断します。

具体の事業を挙げますと、教育のICT化推進事業や学校施設への空調等の整備、通学路の安全確保対策など、教育環境の充実が図られています。また、学校における働き方改革が組織的に進められ、小学校の規模適正化についても保護者・地域の合意形成のもと、順次、統合校が開校しており、順調に事業が進められていることを高く評価します。

2. <事務局所管事務事業について>

文部科学省の学習支援事業に「地域未来塾」があります。家庭での学習が困難、あるいは学習習慣が身に付いていない中学生や高校生を対象に、大学生や教員経験者などがボランティアで個別指導や自習補助を行う制度です。元々この制度は中高生が対象ですが、安芸高田市では、小学生の基礎・基本の力を養う上で学校外の教育機会も充実させることが重要であるとの考えから、他の自治体に先駆け、小学生を対象としています。大変知慮に富んだ措置であると評価できますし、今後においては、事業効果を検証しながら、基礎学力の底上げや地域ぐるみで行う子どもの学習支援活動が充実していくことを期待します。

3. <事務事業評価について>

教育行政は、多岐にわたる内容から成り立っています。財源や経営資源に限りがあなかで、単に各課が取り組んだ成果と課題をまとめていただけでは、その効果や評価結果を行政運営に反映させることはできません。

ヒト・モノ・カネ・情報などの資源を運用して、協働して目標を達成し、成果を上げていく営みが組織マネジメントです。マネジメントサイクルとして、P→D→C→Aサイクルが重要視されています。これは、「P (Plan) 計画」→「D (Do) 実施」→「S (See) 評価」という従来のマネジメントの捉え方に対して、「S (評価)」を「C (評価)」と「A (改善)」に分け、経営をプロ

セスとして捉える動的な考え方です。つまり、絶えず向上していくということが生命線となるため、「振り返り（Check→Action）」の質を高めることが重要となります。その意味で、事務事業評価シートの「総括」と「成果と課題」の記述に工夫が必要だと考えます。

具体には、事務事業評価シートを作成するにあたり、P・D・C・AのC（評価）とA（改善）を意識して、成果と課題を受けた「主な取組方向」の記述を加えることを提案します。例えば、「総括」の箇所に今後は「〇〇する」「〇〇に努める」「〇〇に働きかける」というような改善・向上をしていくための主な方向性を示す記述をシステムとして確立されることを期待します。

4. <徹底した事務事業の見直し>

職員定員削減や限られた経営資源のなかで、市民の信頼に応えながら必要な施策を推進していくためには、事務事業の優先性を明確にしながら、効果に着目した「選択と集中」によって、事務事業の見直しや業務の効率化・適正化に取り組む必要があります。

例を挙げますと、生涯学習課においては、多くの事業を抱えているだけに、事業の転換や事業手法の改善、あるいは質を高める工夫を積極的に検討し、これまでの小回りの利いた旧町時代とは異なる発想で、スクラップ&ビルドをしていく必要性を強く感じます。

一見、別々の問題や課題に見えるようでも、よく見るとつながっているようなものがあります。例えば、スポーツ関係事業や海外派遣事業において、各事業の施策レベルではなく、より高位の政策レベルにおいて構造的に見極め、優先度をしっかりと検討して施策に反映し、現時点での成果と課題をもとに、次の段階である質的な成果を上げることに取り組んでいただきたい。

行政評価のねらいの一つは、政策目的体系に基づき、上位の目的（政策・施策）を達成する手段として、下位の手段が有効かどうか、必要かどうかなどの評価を行い、総合計画の進捗管理に活用することにあります。

5. <評価結果の活用>

次に、教育における活動・成果指標について考えていただきたいことがあります。数値化することで、①データ収集や処理が簡便であること、②客観性が

増すこと、③事前・事後や他との比較が容易なこと、④説明が容易なことなどのメリットがあります。一方で、㉞数値化しやすい目標（指標）だけの評価に陥りがちなこと、㉟無理な数値化で評価を歪める可能性があること、㊱数値化しにくい目標（指標）に価値がないとの印象を与えかねないことのデメリットがあります。

教育では特に「見える育ち」だけでなく、「見えない育ち」が重要です。質的なデータにも目を向けることで、今まで見えなかったものが見えてくるということに配慮し、わずかな前進の事実を発見し、価値付けるような評価をしていく必要があると考えます。そうしないと、大切なことを見落としたまま、事業を展開していくことになり、質的な発展が望めなくなります。

当教育委員会においては、近年の課題である体験・経験不足を解消する学習機会の提供や家庭教育支援事業、学習補助員制度、通級による指導、不登校児童生徒への対応、就学援助制度などの取組がなされています。これらは、先述の地域未来塾と同様に重要な取組です。社会的問題とされている二極化は、あらゆる点において表面化してきています。教師自身も社会常識や細やかな配慮、責任感などの資質の向上にどう対応していくのか等々の課題を耳にすることが多くなりました。幼児児童生徒・保護者・市民目線を持ち、教育委員会のさらなる施策の充実や仕掛けに期待します。

6. <終わりに>

教育委員会の様々な取組内容が容易にインターネットで見られるように、多様な情報提供がなされています。それをどのように保護者・地域の人が情報を受け取り、理解し、協力しようとしているのでしょうか。せっかく頑張っておられることがどれだけ理解されているかをデータ等で確認し、市民への広報の充実を図ってほしいと思います。

以上、さらなる向上を目指して、今後の教育委員会の事業の一層の充実と積極的な取組を期待します。

參考資料

参考資料 1

安芸高田市教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が事務の管理及び執行の状況について組織内で実施する点検及び評価(以下「点検・評価」という。)に関し、必要な事項を定める。

(点検・評価の基本的なあり方)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、的確にその施策効果を把握するため、その目的又は目標に照らして、必要性、有効性、効率性、公平性の観点及びその他当該施策の特性に応じて必要な観点から点検及び評価を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく点検及び評価の実施にあたっては、客観的な実施を確保するため、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。

3 教育委員会は、前項に規定する学識経験を有する者の知見を活用するため、教育行政評価委員会を設置し、必要な事項は別に定める。

(点検及び評価の基本的な事項)

第3条 教育委員会は、点検及び評価の実施にあたり、次に掲げる事項を協議し決定する。

- (1) 点検及び評価の対象に関すること。
- (2) 点検及び評価の実施方法に関すること。
- (3) 点検及び評価の報告書に関すること。
- (4) 点検及び評価結果の施策への反映に関すること。
- (5) 点検及び評価の公表に関すること。
- (6) その他点検及び評価の実施に関し必要なこと。

(報告書の作成及び公表)

第4条 教育委員会は、点検及び評価を実施したときは、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により作成した報告書を市議会へ提出するとともに、市民へ公表するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

参考資料 2

安芸高田市教育行政評価委員会設置及び運営要綱

(平成 21 年 3 月 1 日教育委員会告示第 7 号)

改正 平成 21 年 8 月 1 日教育委員会告示第 19 号

改正 平成 30 年 6 月 29 日教育委員会告示第 6 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、安芸高田市教育行政評価委員会(以下「評価委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 評価委員会は、教育委員会の求めに応じて、教育委員会が実施した教育行政に関する点検及び評価に関することについて意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 評価委員会は、5 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者代表
- (2) 学校関係者評価委員
- (3) 民間有識者
- (4) 学識経験等を有する者

3 委員の任期は 2 年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は評価委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は委員長が指名した者をもってあて、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代行する。

(評価委員会の招集)

第 5 条 評価委員会は必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席)

第 6 条 評価委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 評価委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 8 月 1 日教育委員会告示第 19 号)

この要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 29 日教育委員会告示第 6 号)

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。